

氏 名 青野 正明

学位(専攻分野) 博士(学術)

学位記番号 総研大乙第 229 号

学位授与の日付 平成26年3月20日

学位授与の要件 学位規則第6条第2項該当

学位論文題目 朝鮮総督府の神社政策と国家神道の論理
—1930年代を中心に—

論文審査委員 主 査 教授 松田 利彦
准教授 磯前 順一
教授 稲賀 繁美
名誉教授 赤澤 史朗 立命館大学
教授 水野 直樹 京都大学

論文内容の要旨

Summary of thesis contents

本稿では次のような課題に取り組んだ。すなわち、1930年代を中心とした朝鮮総督府の神社政策の分析を通じて、植民地朝鮮における神社神道の変容を帝国史的な視野で捉える。そして、その変容の中から国家神道の論理を抽出し、その論理が朝鮮の地で実体化に移される姿を描きながら、民族宗教の枠を越えた国家神道論を試みるという課題である。なお、本稿では朝鮮総督府の宗教政策の枠組みを示すことが議論の前提となるため、宗教を公認宗教・非公認宗教に分ける宗教行政の枠組みで捉えることにした。

第1章「植民地朝鮮における「類似宗教」概念」では、まず法令にもとづき公認団体と非公認団体を位置づけた。それから、宗教行政が非公認団体をその所管内に取り込む意図をもったときに「類似宗教」概念が生じたことを明らかにした。その概念と用語はともに先に朝鮮で形成され、後に文部省が非公認団体を所管に取り込む方針を取った際に、「内地」にその概念と用語が逆輸入された可能性が高いと考えられる。

第2章「農村振興運動期の神社政策」では、1930年代前半に朝鮮で実施された農村振興運動で用いられた山崎延吉の農本主義が、寛克彦の「古神道」言説を下敷きにしたいわば農民版「天皇帰一」論であったことを分析した。同時期に総督府内務局も神社利用に関して素早く動きを開始し、同局の小山文雄による1934年の著書『神社と朝鮮』が出版された。小山の著書からは、神社神道の宗教性を認める加藤玄智および寛克彦の影響を見いだすことができる。

以上から、1933年に本格的に始まった農村振興運動の展開の中で、神社神道の宗教性が強まり始め、神社神道と宗教との間の線引きは宗教に近い方へ動き始めていることを確認できる。

第3章「心田開発運動の二重性」では、行き詰まった農村振興運動の打開策として、1935年1月に宇垣一成総督が公表して始まった心田開発運動を分析した。当初は「宗教復興」策で進められたが、国体明徴声明が出されてから、「神社制度の確立」方針が強調されて突出する。1936年8月に神社制度が改編され、国幣社列格に備えるため、および官国幣社以外の神社や神祠（両者とも法令で規定、神祠は神社の下位）を階層制度の中に組み込み増設に備えるために法整備がなされた。国幣社列格では、国幣小社に昇格する神社の祭神には、「天照大神」と「国魂大神」が主神として合祀される。総督府当局の「国魂大神」に関する指示は、朝鮮在来の神々は「朝鮮ニ於ケル神格」と認められた場合に限って、祭神を「国魂大神」として奉斎することができ、しかも「天照大神」との合祀とされた。このような統制においては、朝鮮在来の神々はそのままの神名でも、また「地祇」という祭神名でも合祀されることはなかった。

第4章「「敬神崇祖」の論理と「国魂大神」奉斎」では、まず心田開発運動に「敬神崇祖」が登場する背景として、神社の宗教性を重視する積極的神社非宗教論が朝鮮に浸透してきたことを検証した。その浸透の流れは、寛克彦による影響が主で、農村振興運動において山崎延吉経由で寛の影響が総督府当局の官僚たちに入ってきているのを確認できる。

さらに、心田開発運動の「目標」における「敬神崇祖」の論理を分析して、「国体観念」

(別紙様式 2)
(Separate Form 2)

と「合致」する「敬神崇祖」とは、「崇祖観念」が進んで神となった「祖先」が天照大神に「統一」され、天照大神を「最高の神として崇敬する」こと、という結果を得た。「崇祖観念」が敬神観念に結びつく考え方は穂積陳重の祖先祭祀論、「祖先」が神格化される部分は加藤玄智の影響であろう。その「祖先」が天照大神と「統一」されて天照大神を「最高の神として崇敬する」という部分は、笈克彦の「天皇帰一」論にもとづく皇祖神崇拜の論理化であるといえる。

この論理において天照大神への「帰一」の仕方が直線的である日本人とは異なり、朝鮮人は日鮮同祖論を前提にした彼らの「始祖」を経由することが必要であった。しかも単に朝鮮人の「始祖」ではなく、皇孫に国譲りをした「国土開発」の神、天照大神に「帰一」する朝鮮の「地祇」としての解釈が「国魂大神」に付加されたと考えられる。これが総督府当局による「国土開発ノ始祖」という解釈である。こうして、1936年8月に京城神社と龍頭山神社が国幣小社に列格され、これ以降の国幣小社には「天照大神」と「国魂大神」が合祀されたのである。

第5章「神社・神祠と無願神祠」では、朝鮮総督府が法令により神社および神祠を規定したことから始めて、神社・神祠の統制問題を論じた。1935年に心田開発運動が公表されると、一面一神社・神祠設置方針が打ち出され（面は村に相当）、神祠に関しては公認の基準を厳しくして、設立許可を受けていない無願神祠に対しては罰則規定が設けられた。

この一面一神社・神祠設置方針は心田開発運動の「中心計画」であった可能性が高い。その後、全羅南道では単独で一面に一神祠を設置する計画を紀元2600年記念事業として立てた。1939年と1940年に多数の神祠が増設されたので、神祠数は道内の面数に相当するまでに増え、一面一神祠設置の計画は完了した。この増設と並行して実施された無願神祠の取締りからは、神社行政が神社参拝施設として認識した範囲を読みとることができる。自由に参拝施設を設ける日本人移住者と拮抗する中で、神社行政が神社の参拝施設として認識し、その範囲を定めた最低条件は祭神の明確化（天神地祇に）と社殿の様式（「内地」風）であった。

第6章「神社・神祠と「洞祭」」では、神社・神祠に朝鮮在来の神々を奉斎するか否かの問題について、朝鮮人村落に増設が図られる神社・神祠と、「洞祭」利用言説との関係をみながら考察した。農村には衰頹の渦中にあった在来「洞祭」（村祭り）、行政が創った極少数の官製「洞祭」、増設が図られてはいたが農村社会と接点が見いだせない神社参拝施設、という3つの祭祀が存在していた。心田開発運動において、総督府当局は村民の統合のために官製「洞祭」の設置拡大を構想し、その設置案を提示することになる。それに応えた江原道では、従来「洞祭」を廃止して官製の「洞祭」を設け、数年後にそこに神社・神祠を建てることを企図した。しかし、在来「洞祭」に人間神がないという調査結果が出されたため（『部落祭』）、官製「洞祭」が将来的に神祠となる段階では「国魂大神」奉斎は想定されず、天照大神のみが祀られるのではないかと推測できる。

終章では考察と課題を述べた。考察した内容は、まず心田開発運動において「敬神崇祖」という国家神道の論理が確立したこと、そして祭神の国籍の問題（「帝国の神祇」問題）である。それから、非宗教とされた神社神道および「類似宗教」と、宗教との間の線引きについて考察し、最後に神社政策に対する朝鮮人・日本人移住者の反応に関して可能な限

(別紙様式 2)
(Separate Form 2)

り論及した。

主な課題としては、「敬神崇祖」の論理をさらに深く解明するために、「崇祖」が受け皿となる神社の宗教性の変遷を究明することがあげられる。

Summary of the results of the doctoral thesis screening

本論文は、1930年代を中心に朝鮮総督府の神社政策の分析を通じて、日本統治期朝鮮における国家神道の展開とその変容をとらえようとしたものである。1930年代初頭以降の農村振興運動において総督府が示した神社の宗教性に対する認識の変化を明らかにし、国家神道の論理が心田開発運動の中で具体化する様相を「国家祭祀」と「共同体祭祀」という二つの場に即して読みとろうとしている。

本論文の概要は以下の通りである。まず第1章では、総督府が宗教全体をどのような枠組みでとらえ管理しようとしていたかを主に法制度的側面から概観している。

第2章は、「神社神道と宗教との間の線引き」が農村振興運動期において宗教に近い方に動いていく様相を考察している。農村振興運動は農本主義者山崎延吉の思想から影響を受けていたが、山崎の思想には、東京帝国大学法学部教授笈克彦の「天皇帰一」論にもとづく家族国家観を下敷きにした「敬神崇祖」観が見いだせる、とする。こうした流れの中、従来、神社による思想善導には慎重だった総督府内にも、朝鮮の神を神社の祭神として祀ることで在来の祭りを取り込むことが可能になるという主張が現れていた。

第3章では、神社神道と宗教の「線引き」の移動が具体的政策として現れる過程を追究している。総督府は、農村振興運動の行き詰まりを打開するために1935年より心田開発運動を展開したが、「内地」での国体明徴声明（1935年）を受け、特に神社政策を重視していくことになった。また、国体明徴声明後、総督府は神社制度の確立に向けた法整備を進め、1936年、京城神社などが国幣小社（神社の社格の一つ）に列格された。

第4章では、心田開発運動のイデオロギーにおける神社神道の位置が分析される。「内地」から総督府への「積極的神社非宗教論」（神社は宗教の上位概念とする議論）の流入には、穂積陳重の祖先崇拜による神道観、加藤玄智の神人同格教的な神道観、笈克彦の「天皇帰一論」の影響があったとの仮説を本論文は提示する。この仮説に基づき「敬神崇祖」の論理にもとづき神社への大衆動員をはかることが総督府の宗教政策の眼目となったとの議論が展開されている。このような「敬神崇祖」の論理は、まず「国家祭祀」については、国幣小社への「天照大神」と「国魂大神」の合祀というかたちで現れた。

次いで、「敬神崇祖」の論理が「共同体祭祀」の場にどのように作用したかに目を向けている。第5章では、面（末端の行政区画。日本の村に当たる）に神社・神祠を設置する一面一神社・神祠設置方針が検討され、この方針は、「内鮮一体」の具現のための有効な施策と総督府には考えられていたとされている。

第6章では、共同体祭祀における朝鮮在来の神々の奉斎をめぐる問題が検討される。当時の総督府当局者や朝鮮在住の日本人神職あるいは崔南善のような朝鮮人知識人はそれぞれの立場から「洞祭」利用をめぐる言説を展開した。このような中、総督府は神社・神祠の増設と官製「洞祭」の拡大を進めようとしたが、実際に神祠が「国魂大神」を祀ることはほとんどなかったことが明らかにされている。

終章では、本論文の主張を再構成して整理した上で、残された課題として、第一に「敬神崇祖」の論理が作用した場として、本論文では「家祭祀」については論ずることができなかったこと、第二に朝鮮で生み出された「敬神崇祖」観が「内地」に逆輸入される過程

(Separate Form 3)

を跡づける必要があることをあげている。

以上のような内容をもつ本論文には、次のような学術的意義が認められる。

第一に、1930年代を中心として植民地朝鮮の神社政策を幅広く考究した。すなわち、従来の朝鮮における神社政策史が朝鮮神宮の研究に集中してきたのに対し、本論文の考察はそれにとどまらず国幣小社ひいては村落レベルの官製「洞祭」・神祠にまで及んでいる。また、その際、小山文雄（総督府内務局地方課属）の著書『神社と朝鮮』（1934年）のような新たな資料を発掘したこと、村山智順が「洞祭」を調査した『部落祭』（1937年）が総督府の「洞祭」利用政策に与えた影響を指摘したこと、さらには第4章における中堅人物養成施設や第6章の「里洞祠」の復古改新政策の検討などに見られるようにフィールドワークの成果も積極的に取り入れていることは特記されるべきだろう。

第二に、植民地朝鮮と「内地」を包含した帝国における宗教思想のあり方に着目した点は本論文の独創的な知見と認められる。いくつかの例をあげれば、心田開発運動下における「敬神崇祖」の論理の検討において、寛克彦や穂積陳重ら東京帝国大学法学部系統の法学者の思想が神社行政を担当した総督府官僚に流入しているという仮説を提示した。また、総督府官僚や朝鮮在住の日本人神職は朝鮮に「古神道」があったとの仮説を前提に神社・神祠と「洞祭」を結びつけようとしたのに対し、崔南善の場合は、いわゆる「日鮮同祖論」を読み替え朝鮮を中心に日本を周辺におく議論を展開しつつ「固有信仰」の復興を期したとの分析を示し、両者の認識の差を浮き彫りにした。

ただし、問題点として以下の点が指摘される。まず、これまでの国家神道体制の時期区分をめぐる諸学説に対し、本論文のとするスタンスを明らかにする必要がある。1930年代を前後して国家神道の性格に断絶が認められるかどうかという研究史上の争点に対して、本論文が今後参照すべき具体的な事例研究を提供したことには大きな意義が認められるが、個々の学説に対する見解を提示することは課題として残っている。本論文において国家神道の論理が確立する画期とされている1930年代を、日本帝国全体の国家神道体制の展開過程のなかに明確に位置づけるためにも、この作業は必要だろう。

また、言説分析を主軸としている本論文においては、言説あるいは法制度と実際の政策との有機的関連性についての検討は必ずしも十分ではないとの印象が残る。「類似宗教」に対する法的枠組みを軸に総督府の宗教政策を説明し（第1章）、日本本国のイデオログの言説と植民地神社における祭神の選定の関係という問題を提起し（第2章、第4章）、「洞祭」利用をめぐる総督府官僚や日本人神職あるいは朝鮮人知識人の言説空間を取りあげた（第6章）ことなどはいずれも興味深い論点である。しかし、反面、それらの言説・法制度がどのように現場の政策に反映し連動していたか、あるいはしていなかったかを説得的に示すためには、政策決定過程におけるさまざまな要因をより多角的に考慮するべきではないかとの指摘もなされた。

しかし、これらの点は、本論文が多岐にわたる論点を提示したことによって新たに見えてきた課題とも言いうるものである。本論文が、朝鮮史・日本史・宗教学を参酌しつつ越境するアプローチをとり、日本本国と植民地朝鮮を往還する複眼的視点を採用することで、自ずと学際的・国際的研究を志向する論考となっていることは高く評価したい。

以上を総合的に考慮し、審査員一同は博士の学位を授与することが適当であると判断した。